

平成22年寄附金の使い道について

ふるさと納税として皆さまから寄せられたご寄附は、ご寄附いただいた方の意向に沿って、市が行う様々な行政サービスに活用させていただくことになります。
平成22年1月から12月までにいただいたご寄附は、ご指定いただいた使途に沿って基金に積み立てた後、下記のとおり、平成23年度の事業に活用させていただきます。（代表的な取組のみ抜粋）
館山市は、皆さまからいただいたご厚意を行政の礎として、これからも人口減少・少子高齢化など、地方がかかえる多くの課題解決に取り組んでまいります。

No.	事業名	寄附金の使い道（平成23年度事業活用分）
1	安全・安心に暮らせるまちづくりに関する事業	●災害対応事業（安全安心メール費用）
2	みなと・海辺を活用したまちづくりに関する事業	●みなと振興事業（ビーチバレーボール大会経費等）
3	花のまちづくりに関する事業	●公園管理事業（花木類購入費）
4	環境に関する事業	●公害対策事業（水質検査等委託料）
5	学校教育の充実に関する事業	●中学校教育振興事業（ALT委託）
6	生涯学習の振興に関する事業	●生涯学習振興事業
7	文化の振興に関する事業	—
8	福祉に関する事業	●基金に積み立て、福祉に関する事業に活用予定
9	観光振興に関する事業	●基金に積み立て、観光振興に関する事業に活用予定
10	奨学金貸付に関する事業	●基金に積み立て、奨学金貸付に関する事業に活用予定
11	スポーツの振興に関する事業	●基金に積み立て、スポーツの振興に関する事業に活用予定
12	市長が必要と認める事業	●客船等歓迎事業委託料